

令和5年度

福島町議会

定例会 11月会議会議録

令和5年11月27日 開会

令和5年11月27日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和5年11月27日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町長あいさつ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行政報告	8 頁
1 大千軒岳におけるクマによる人的被害について	
2 第2青函トンネル構想の実現に向けた取り組みについて	
〔各課所管事項について〕	
(1) 企画課の所管事項について	
(2) 産業課の所管事項について	
○日程第4 報告第4号 専決処分した事件の報告について (提案説明・質疑)	9 頁
○日程第5 報告第5号 専決処分した事件の報告について (提案説明・質疑)	11 頁
○日程第6 議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	12 頁
○日程第7 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	13 頁
○日程第8 発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	14 頁
○日程第9 議案第37号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第6号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	15 頁
○日程第10 議案第38号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	18 頁
○日程第11 議案第39号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	19 頁
○日程第12 議案第40号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	20 頁
○休 会 の 議 決	21 頁
○休 会 宣 告	22 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 4	専決処分した事件の報告について	11月27日	報告済
報告 5	専決処分した事件の報告について	11月27日	報告済
3 5	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月27日	原案可決
3 6	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月27日	原案可決
発委 9	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	11月27日	原案可決
3 7	令和 5 年度福島町一般会計補正予算 (第 6 号)	11月27日	原案可決
3 8	令和 5 年度福島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	11月27日	原案可決
3 9	令和 5 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号)	11月27日	原案可決
4 0	令和 5 年度福島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	11月27日	原案可決

令和5年度

福島町議会定例会11月会議

令和5年11月27日（月曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 報告第4号 専決処分した事件の報告について
日程第5 報告第5号 専決処分した事件の報告について
日程第6 議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第8 発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第37号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第6号）
日程第10 議案第38号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第39号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第40号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 報告第4号 専決処分した事件の報告について
日程第5 報告第5号 専決処分した事件の報告について
日程第6 議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第8 発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第37号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第6号）
日程第10 議案第38号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第39号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第40号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	藤山大		2番	杉村志朗
	3番	佐藤孝男		4番	小鹿昭義
	5番	平沼昌平		6番	木村隆
	7番	熊野茂夫		8番	（欠員）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長 鳴海清春 副町長 小鹿一彦

総務課長 住吉英之
産業課長 福原貴之
福祉課長 小鹿浩二

企画課長 村田洋臣
町民課長兼吉岡支所長兼会計管理者
建設課長 深山肇一
紙谷 一

監査委員 本庄屋 誠

監査委員 高田重美

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋谷浩行
議会事務局議事係 角谷里紗

議会事務局議事係長 福井理央

(開会 9時58分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから令和5年度定例会11月会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

◎町 長 あ い さ つ

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会11月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会11月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、先月、行政報告にありますように大千軒岳で消防職員が登山中に熊に襲われる事案が発生し、また、登山中の大学生が熊に襲われ亡くなるという痛ましい事故が発生してございます。改めて、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

さて、先般、全国町村長大会など各団体の全国大会があり参加をしてきたところでございます。また、あわせて白神防災道路の早期実現とスルメ加工原料の安定確保に関する要請活動として、松前町の石山町長と財務省及び国土交通省など関係省庁及び道内選出衆参議院議員へ要請活動を行ってまいりました。

次に、アワビの陸上養殖事業についてであります。先般アワビの種苗確保に向け、当町の福原産業課長等を岩手県の北日本水産株式会社に派遣し、今年度の種苗及び来年度の種苗確保の協議を行い、今年度は12月に1万個程度購入する方向で調整を進めてございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正となっております。改正の内容は、令和5年8月7日の人事院勧告を受けて、特別職及び一般職員の給与水準が引き上げられたことによる改正となっております。

次に、令和5年度の一般会計及び介護保険特別会計などの3特別会計の補正予算となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、条例の一部改正に伴う人件費と、白符町内会館の測量調査等委託料が主な増額理由となっております。

そのようなことで、本日ご審議いただく案件は、条例の改正が2件、補正予算が4件の計6件の案件のご審議をお願いするものでございます。また、そのほか先決処分した事件の報告が2件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。

最後になりますけれども、11月22日に渡島西部広域事務組合のリサイクルプラザ内において、電池等が発火源とみられる火災が発生し、ベルトコンベアが破損してございます。それに伴い、当面、不燃ごみ及び粗大ごみの受入れが出来ないことから一時的に館古地区の町有地に仮置きすることとしてございます。

なお、町民の皆様のごみ出しには影響がありませんので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

町長のあいさつを終わります。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
7番熊野茂夫議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。
はじめに議会運営委員会の報告を行います。
5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

令和5年度定例会11月会議の開会に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会11月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。また、諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

最初に、1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番（藤山大）

それでは、諸般の報告の7ページをお開きください。

報告書に基づき内容を説明します。

調査事件1 行政評価（事務事業評価）について。

議会でのチェック機能の強化とあわせて、翌年度予算へ反映させることを目的に、議会として評価しましたので内容を報告します。

評価方法については、要綱に基づき、全議員が各事務事業を評価し、常任委員会ごとに評価を示し、総合的な説明を加えました。

総務教育常任委員会が所管する事業は39件であり、結果は、十分評価できるが1件、おおむね評価できるが38件、やや不足していると不足しているはゼロ件でした。

来年度に向けて検討していただきたい事項として、現在の予算重視の評価方法では適切な評価とならない項目も見受けられるため、評価方法全般の改善を検討願います。

また、事務重視の評価とした場合、横綱ビーチなどの施設関連事業についても評価対象にすべきと思慮するので、評価項目全般の見直しについても検討願います。

8ページから10ページは、各事業の評価を掲載していますのでご確認ください。

以上で、調査事件1の報告を終わります。

次に12ページです。

調査事件2 所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組みについて。

4事業の視察調査と、令和5年度の執行方針の取り組み状況を確認したので、内容を報告します。

1、所管関係施設・事業等の町内視察について。

（1）吉岡漁村環境改善総合センターについて。

老朽化が激しく、歩行者、周辺住民へ被害を及ぼすことが懸念されるため、埋蔵文化財を速やかに移設し、早急に解体について検討願います。

（3）旧美山教員住宅改修事業について。

強度不足が懸念されるため、埋蔵文化財の搬入・保管については十分注意して行う必要があると思慮します。また、隣接する教員住宅の屋根等の劣化が進み、早急に改修が必要であり、他の教員住宅も含め適切な維持管理に努めてください。

(5) 総括意見。

現在保管されている埋蔵文化財については、今回の移設を契機に体制を整え、時間をかけて調査・整理することも必要であると思慮します。その際は当時発掘に携わっていた方達の協力を得ることも有効な手段であると検討願います。

次に、2 執行方針の取り組み状況について。

(1) 次世代を担うリーダー等の養成。

①各大学・企業との包括連携の状況については、企業と連携した研修は若手だけでなく、その上の年代の職員・管理職についても積極的に研修を受講していく必要があると思慮するので検討願います。

(3) 若者の定住対策・子育て環境の充実。

①定住促進・住宅整備プロジェクトの進捗状況については、国はゼロカーボンを推進しており、財源として期待できることからゼロカーボン宣言について検討願います。

また、公営住宅へのエアコン設置についても検討する必要があると思慮され、そのための財源の確保を北海道に訴えていくことも必要と考えるので検討願います。

(4) 高齢者等の安心安全な生活環境の充実。

①避難所、避難路整備の検討状況について。

避難訓練について、町内会に対し避難訓練を行うよう積極的に勧めるとともに、経費等の支援も行うよう検討願います。

(6) 学び合い、たくましい人を育てる。

②ICT教育の実施状況について。

タブレット端末の更新について、より良い機器の導入について検討願います。

③学校給食の町内産米等の使用状況について。

食材価格が高騰しているが、給食のグレードを落とすことがないように必要な予算を措置し、子ども達には引き続きおいしい給食を提供するよう努めてください。

以上で、調査事件2の報告を終わります。

次に17ページです。

調査事件4 福島商業高等学校の魅力化について。

高校魅力化に向けた取り組みの現状と、来年度の入学者確保に向けた取り組みの現状について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

入学者確保に向けた魅力化の取り組みの現状等については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、地元生徒へのPRについて。

地元の子供達に対しても高校の魅力化をしっかりとPRしていく必要があると思慮します。

2、魅力ある教育課程の推進について。

高校においてドローンを操作するための場所や指導できる教員等の体制が整っていないとのことであるため、早急に体制を整える必要があると思慮されるので、高校はもとより小中学校の教員も含めて連携しながら対応されるよう検討願います。

3、青少年交流センターの受入状況について。

町では、青少年交流センターの増築の方針を示しているが、総体的に検討しなおす必要があると思慮します。急激な物価高騰等により財源確保の厳しさが予想されることから、関係機関と協議し有利な財源を確保できるよう努力願います。

また、人員体制の整備も早急に検討願います。

以上で、総務教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

それでは、諸般の報告の19ページをお開きください。

報告書に基づき内容を説明いたします。

調査事件1 行政評価（事務事業評価）について。

調査の目的、評価方法は総務教育常任委員会と同様ですので省略いたします。

評価結果については、経済福祉常任委員会が所管する事業は28件であり、結果は、十分評価できるが1件、おおむね評価できるが25件、やや不足しているが2件、不足しているがゼロ件でした。

来年度に向けて検討していただきたい事項についても、総務教育常任委員会と同様となっております。

20ページから22ページは、各事業の評価を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、調査事件1の報告を終わります。

次に25ページです。

調査事件2 所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組みについて。

4事業の視察調査と、令和5年度の執行方針の取り組み状況を確認したので、内容を報告いたします。

1、所管関係施設・事業等の町内視察について。

(1) 種苗生産等施設整備事業について。

国道側から入る道路等について、資材等の搬入・搬出など施設の管理運営上、不便が生じることがないよう対応願います。

また、種苗の品質や数の低下等の要因の調査、種苗の改良を専門機関へ依頼するなど、種苗の安定的確保に向けた対策について検討願います。

(2) 配水管・漏水現場について。

塩釜から岩部までの同様の擁壁についても、早急に調査を進め危険個所については北海道と協議を行い、水道管の移設等を検討願います。あわせて正確な配管図を整備し管理を徹底願います。

次に26ページです。

2、執行方針の取り組み状況について。

(1) 産業の再生による雇用の創出。

①昆布養殖作業省力化検討計画の策定状況について。

仮想的な町のビジョンを作って漁業者に諮ることも必要ではないかと思慮するので検討願います。

②新たな陸上養殖アワビブランド化事業の実施状況については、アワビ稚貝供給元での事故により新たな種苗が購入できない状況となっているため、関係機関に協力を仰ぎ、多少高値でも供給が可能な所を模索し、アワビ稚貝を安定的に提供できるよう努めてください。

(3) がん予防の対策の充実。

①各種がん予防対策について。

引き続き町内医療機関とも協力をしながら積極的な受診勧奨を行い、がん検診の受診率向上を図ってください。

(4) 高齢者の安心安全な生活環境の充実。

①第9期介護保険事業計画の策定状況について。

町内の事業所の現状等について調査を行い、必要とされる支援等について介護運営協議会の中で協議し、計画に記載することを検討願います。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、第6次福島町総合計画策定調査特別委員会の中間報告を行います。

9番平野隆雄第6次総合計画策定調査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の31ページをお開きください。

10月4日、11月6日に実施した調査事件について報告書に基づき内容を説明いたします。

10月4日の調査は、町から提出された基本計画案等について質疑意見交換を行いました。

次に32ページです。

2、調査の論点と意見として、以下の点について、さらに検討を進めるよう意見がありました。

①次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり。

2-2 教育環境の充実。

現在の青少年交流センターの部屋について、町外からの入学者受入れに支障が出ないよう早急に対応願います。

②安心安全に暮らせるまちづくり。

4-1 町の基盤整備の推進。

漏水の要因を分析した上で、他の水道管の調査・点検・更新を基本計画・実施計画で取組むよう検討願います。

4-7 地域生活を支える取組の推進。

福祉センターについては施設全体の老朽化もあり、改修が先送りになっている状況にある。展望計画においてでも方向性を示す必要があると思慮するので検討願います。

③持続可能なまちづくり。

5-4 情報発信の充実。

YouTube や SNS は情報発信において有効な手段と考えられるため検討願います。

(2) 総括意見。

指標のうち、現状値の把握時期は統一すべきであり、全体的に見直し願います。なお、本特別委員会として、当事件については継続審議とする。

次に35ページです。

11月6日の調査について、町より第6次総合計画の実施計画案等資料の提出があり、内容を調査したので報告いたします。

(1) 目標とする指標の数値・設定の考え方の見直しについて、以下の点について再度検討願います。

36ページです。

①1-3 観光業の振興について。

岩部クルーズ乗船客数の設定の考え方として、指定管理者制度を導入していることから、企業の意欲を高めるようなインセンティブを考慮し、検討する必要もあると思慮されます。

②3-3 健康増進と保健・医療の充実について。

吉岡温泉の年間利用者数の目標設定は町外から人を呼び込むことも考慮し検討する必要があると思慮します。

③5-1 協働のまちづくりの推進について。

コミュニティ活動支援事業の実施町内会が固定化されていることが憂慮されるので、町内会連合会等と相談しながら広げていく方向で検討願います。

次に、(3) 第6次福島町総合計画実施計画(案)について、以下の点について、さらに検討願います。

①産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり。

青函トンネル記念館屋外展示物解体撤去事業では、これまでの保管状況を検証し、継続して展示している方策を検討願います。

また、構想等の展示を充実させ、観光客に対し職員がガイドとして構想の内容等をしっかり説明できるような研修等の体制についても検討願います。

②次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり。

教育用コンピュータ等整備事業では、機器更新計画の実施にあたっては、その点について整理し賠償保険等の対応を検討願います。

福島町青少年交流センター、ゼロカーボン・モビリティ導入事業では、ゼロカーボンに関連した町全体の事業計画の中でバランスを見ながら進めるべきと思慮します。

④生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波避難緊急事業では、夜間に災害が起こった際の対応についても改めて検討されるよう思慮します。

また、新たな避難場所の選定、有害鳥獣への対策についても検討する必要があると思慮されます。

⑥全体意見。

政策等調書・総合計画事業進行管理表については、以前から指標等の設定がなじまない事業等が見受けられることから見直しに向けた検討を積極的に進めてください。

(4) 総括として。

これまで指摘した事項に加え、新たに出された意見等もあり、その対応についても確認する必要があることから、当事件については継続審議といたします。

以上で、調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

諸般の報告の39ページを開きください。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

10月30日に開催されました令和5年度第2回定例会の結果について報告いたします。

1、定例会の議案については、議席の指定と副広域連合長の選任同意、補正予算、決算認定など計7件でした。

2、行政報告についてはゴミ排出・処理量等について報告がありました。

40ページです。

3、審議した議案の内容については、表に記載のとおりです。

発議第1号 議席の指定については、福島町議会議員選挙があったため記載のとおり指定されました。

発議第2号 閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会で記載のとおり調査することとなりました。

同意第1号 副広域連合長の選任については、福島町の鳴海清春氏が選任されました。

議案第1号 令和5年度一般会計補正予算については11万円を追加し、予算総額を14億9,260万9千円としました。

認定第1号 令和4年度一般会計決算認定については、地方自治法に基づき認定され、2億4,200万円を翌年度へ繰り越しました。

議案・関係資料については議会事務局に保管してありますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和5年度福島町議会定例会11月会議の開催にあたり、定例会10月会議以降の行政報告を申し上げます。

1、大千軒岳におけるクマによる人的被害について。

新聞やテレビ等の報道で大きく取り上げられたところですが、10月31日から11月1日にかけて、大千軒岳において休暇を利用して登山をしていた福島消防署及び知内消防署の職員がクマに襲われる事故が発生すると同時に、登山をしていたとみられる登山者が行方不明となっている事案が発生しました。

町では、捜索に向け松前警察署と協議し11月1日午後から、松前警察署、福島消防署、町職員及び猟友会による捜索を開始し、併せて北海道消防防災ヘリコプターによる上空からの捜索も要請したところであります。

さらに11月2日早朝から捜索を再開したところ、標高約500メートル付近の沢でクマに襲われたと思われる遺体と、その付近にはクマの死骸も発見され、その後の調査で遺体は行方不明の登山者であると判明されました。

改めて、お亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

また、11月9日には、北海道立総合研究機構や北海道警察などが現地調査を実施するとともに、引き続き一連の関係性等を調べることであります。

町としましては、関係機関と連携し、こうした事故が再発しないよう町民をはじめ登山者などにも注意

喚起を図ってまいります。

2点目、第2青函トンネル構想の実現に向けた取り組みについて。

10月24日から25日にかけて、第2青函トンネル構想の早期実現を図るため、実現する会の溝部副会長、石岡副会長とともに北海道へ要望を行ってまいりました。

第2青函トンネル構想を国家プロジェクトとして位置付けるため、北海道としても積極的な働きかけを行うことや、併せて要請・広報活動についても実施されるよう、富原北海道議会議長並びに鈴木北海道知事（代理：三橋総合政策部長）に対して要請してきたところでもあります。

また、11月2日には青森県今別町において、第2青函トンネル構想の早期実現を目指す特別講演会が開催されました。私も実現する会の会長として出席を予定していたところ、諸般の事情により急遽欠席することとなってしまいました。実現する会の溝部副会長をはじめ多くの議会議員の皆様並びに小鹿副町長が出席させていただいたところでもあります。

今後も、国及び北海道並びに北海道選出の国会議員などに対する積極的な要請活動を実施していくとともに、青森県今別町等と連携して青森県への要請活動も実施していくなど、構想実現に向けた機運の醸成に努めてまいります。

続きまして、各課所管事項についてご報告いたします。

(1) 企画課の所管事項について。

10月5日に青森県仲泊町と包括連携協定を締結しました。これまで実施してきた「千代の富士杯争奪相撲大会」を通じた児童のスポーツ交流に加え、水産振興や農業振興、食や観光を通じた地域間交流など、両町相互の魅力向上、発展を図るとともに、災害時における自治体間連携などに取り組んでいくこととしております。

(2) 産業課の所管事項について。

スルメ加工原料安定確保に向けた要請活動について。

福島町水産加工振興協議会及び福島水産加工組合からのスルメ加工原料安定確保の要望書を受け、10月24日、松前町とともに北海道及び北海道議会並びに北海道漁業協同組合連合会に対し、加工原料の安定確保に向けた支援要請を行いました。

当日は、松前町の石山町長及び伊藤議長並びに当町から私と溝部議長の4名で関係機関を訪問し、両町の基幹産業の厳しい現状を訴えました。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので参照願いたいと思います。

以上、簡単ですが、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎報告第4号 専決処分した事件の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第4号 専決処分した事件（出産祝金返還請求和解）の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

議案の83ページをお開きください。

報告第4号 専決した事件の報告について。

次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年11月27日提出、福島町長。

議案の84ページは、専決処分書となっております。

今回の専決処分につきましては、町が支払督促の申立てを行った出産祝金返還請求事件に係る和解について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項指定条例第1号の規定に基づきまして、令和5年10月17日付けで行っております。

1の事件番号及び事件名は、函館簡易裁判所 令和5年（ハ）第242号 出産祝金返還請求事件とな

っております。

2の和解の相手方は、記載のとおりとなっております。

3の和解条項としましては、(1)相手方は、本町に対し、本件債務として、97万円の支払義務があることを認める。

(2)相手側は、本町に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月25日限り、本町が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

①令和5年11月から令和6年7月まで10万円ずつ。

②令和6年8月に7万円。

(3)相手方が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が20万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、相手方は、本町に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。

(4)本町はその余の請求を放棄する。

(5)本町及び相手方は、本町と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6)訴訟費用は各自の負担とする。

詳細につきまして、別冊2の議案説明資料でご説明させていただきますので、議案説明資料の16ページをお開き願います。

報告第4号関係 出産祝金返還請求事件に係る和解について。

町が支払督促の申立てを行った出産祝金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあり、次のとおり和解したものでございます。

事件番号及び事件名は先ほどご説明したとおりです。

請求額は97万円となっております。

申立費用は、町負担分として、切手と収入印紙代金として1万5,596円となっております。

支払督促申立日は令和5年8月8日に行いまして、支払督促発布日は令和5年8月18日となっております。

督促異議の申立日は令和5年9月4日で、和解額及び支払方法は先ほど和解条項で説明したとおりとなっております。

和解の専決処分の日は、口頭弁論が行われた日の令和5年10月17日となっております。なお、和解の相手方は口頭弁論記述には出頭しておりませんが、陳述したものとみなされた答弁書において、請求原因事実を認め、分割払いを希望していたものでございます。

以上で、専決処分の内容について、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

特に確認したい事項等はございますか。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

タブレットの部分で、17ページの部分で、総額2万円となっているのですが、ちょっと確認ですけど、タブレットの部分で20万のところは2万となっているんですけど、これは2万、間違いじゃないですか。

○議長（溝部幸基）

村田企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

ただいま報告第4号関係は、説明資料の16ページになりますので。

ごめんなさい。私が説明の時に17ページと申したんですね。大変申し訳ございません。16ページになりますので、ご理解をお願いします。

○議長（溝部幸基）

特に確認したい事項、ほかにごございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

以上で、報告を終わります。

◎報告第5号 専決処分した事件の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第5 報告第5号 専決処分した事件（出産祝金返還請求和解）の報告を議題といたします。
内容の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の85ページをお開きください。

報告第5号 専決した事件の報告について。

次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年11月27日提出、福島町長。

議案の86ページは専決処分書となっております。

今回の専決処分につきましては、町が支払督促の申立てを行った出産祝金返還請求事件に係る和解について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項指定条例第1号の規定に基づきまして、令和5年10月18日付けで行っております。

1の事件番号及び事件名は、函館簡易裁判所 令和5年（ハ）第248号 出産祝金返還請求事件となっております。

2の和解の相手方は、記載のとおりとなっております。

3の和解条項としましては、（1）相手方は、本町に対し、本件返還金債務として、16万5千円の支払義務があることを認める。

（2）相手方は、本町に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月27日限り、本町が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

①令和5年11月から令和7年2月まで1万円ずつ。

②令和7年3月に5千円。

（3）相手方が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が2万円に達したときは、期限の利益を失い、相手方は、本町に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金を支払う。

（4）本町は、その余の請求を放棄する。

（5）本町及び相手方は、本町と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（6）訴訟費用は各自の負担とする。

詳細につきましては、別冊2の議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料の17ページお開き願います。

報告第5号関係 出産祝金返還請求事件に係る和解について。

町が支払督促の申立てを行った出産祝金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあり、次のとおり和解したものであります。

事件番号及び事件名は、先ほどご説明したとおりです。

請求額は16万5千円となっております。

申立費用は、町の負担分として、切手と収入印紙代金として7,600円となっております。

支払督促申立日は令和5年8月8日に行っておりまして、支払督促発布日は令和5年8月18日となっております。

相手方からの督促異議の申立日は令和5年9月8日で、和解額及び支払方法は先ほど和解条項で説明したとおりとなっております。

和解の専決処分の日は、口頭弁論が行われた日の令和5年10月18日となっております。なお、和解の相手方は、口頭弁論期日に出頭し、請求原因事実を認め、分割払いを希望していたものでございます。

以上で、専決処分の内容について、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等がございますか。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

以上で、報告を終わります。

◎議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の5ページをお開きください。
議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年11月27日提出、福島町長。
改正内容の説明につきましては、別冊2、議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の5ページをお開きください。

1の改正理由。

令和5年8月7日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との較差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給料表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ「0.05月」引き上げる等の勧告となっております。

当町の特別職の期末手当については、平成28年度より一般職と同じ支給月数に改正しております。

今般の人事院勧告により、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「4.40月」から「4.50月」に、特別職の期末手当についても「0.10月」引き上げ、年「4.50月」に引き上げる改正を行うものです。

2の改正の内容（第4条関係）。

（1）期末手当の支給率の改正。

これは令和6年度でございますけれども、期末手当の支給率の改正前、6月と12月、「2.20月」をそれぞれ同じ「2.25月」とするものでございます。

（2）の、こちらにつきましては令和5年度分でございますけれども、すでに6月期が支給されていることから、12月期を「2.30月」として、合計で「4.50月」とする改正の内容で、それぞれ増減は記載のとおりでございます。

3の施行期日。

公布の日から施行いたします。

ただし、令和5年12月の期末手当については、「2.20月」を「2.30月」とするものでございます。

議案の5ページには、新旧対照表を記載してございます。

以上で、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第35号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第35号は可決いたしました。

◎議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(溝部幸基)

日程第7 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

○総務課長(住吉英之)

議案の7ページをお願いいたします。

議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊2、議案説明資料でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

1、改正の理由。

令和5年8月7日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との較差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給与表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ「0.05月」引き上げる等の勧告としており、これに基づき今年度の関係条例を改正するものでございます。

2、改正の内容。

(1) 第1条関係で、令和5年4月遡及適用分として、①の給料表の改定では、大卒採用職員の初任給を1万1千円、高卒採用職員の初任給を1万2千円引き上げるとともに、若年層の棒給月額を重点的に引き上げるため、所要の改定をするものでございます。こちらにつきましては、平均1.1パーセントの引き上げとなるものでございます。

なお、説明資料の8ページから10ページには、給与改定の比較表を掲載してございますので、後ほどご参照願いたいと思います。

続いて、②の期末手当・勤勉手当の改定では、支給月数をそれぞれ「0.05月」引き上げ、現行の「4.4月」から期末勤勉手当を合わせた支給月数を年間「4.5月」に改定をするものでございます。引き上げ分の増加月数につきましては、国と同様に12月期とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 第2条関係で、令和6年4月からの適用分としまして、①期末手当及び勤勉手当の改定では、令和5年度では改定月分を、12月期に0.1カ月分配分しておりましたが、令和6年度以降については、6月期及び12月期の期末手当を均等になるよう改正を行うものでございます。

2、施行期日。

(1) 公布の日から施行します。なお、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用します。

(2) 第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

議案の7ページから13ページに新旧対照表及び給料表を掲載してございます。

以上で、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第36号は可決いたしました。

◎発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第8 発委第9号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について、説明させていただきます。

それでは、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、福島町議会運営委員会委員長。

条例改正に伴う新旧対照表及び附則については、記載のとおりです。

それでは、改正の内容を説明しますので、説明資料の3ページをお開きください。

改正の理由について、町は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当支給月数を現行の年「4.40月」から「0.10月」引き上げ、年「4.50月」に改正する条例を、今11月会議

に提案しております。

このため、議会議員の期末手当についても、特別職同様、支給月数を年「4. 50月」に引き上げようとするものです。

2、改正の理由について。

令和6年度以降の支給月数については、6月、12月とも「2. 25月」の均等支給とします。今年度の支給に限り12月支給において引き上げ月数「0. 10月」の一括調整を実施いたします。

3、施行期日については、公布の日から施行します。

ただし、今年12月支給分につきましては、ただいまの説明のとおり、一括調整のため「2. 30月」の支給とします。

4、改正に伴う影響額は、23万6, 279円の増額となりますが、現状の予算で対応できるため補正はありません。

以上で、説明を終わります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第9号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

◎議案第37号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第37号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

それでは、議案の15ページをお開きください。

議案第37号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度福島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,103万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,178万6千円とする。

令和5年11月27日提出、福島町長。

それでは、先ず歳出からご説明をいたしますので、別冊2、議案説明資料の12ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、先ほど議決いただきました令和5年度人事院勧告に伴う正職員や会計年度任用職員及び特別職に係る給与等の追加補正及び、白符生活館整備予定地の測量調査費の追加、横綱記念館冷房設備設置に係る実施設計委託料の追加が主なものとなっております。

説明につきましては、補正額50万円以上のものについてご説明をいたします。

それでは、13ページ、上段をお願いいたします。

3款民生費、1項3目生活館管理費の事務事業予算名が、各生活館等改修事業費で387万円の追加は、白符生活館につきましては令和6年度に新築工事を予定してございますが、整備予定地の一部が国有地であったことが判明したため、当該国有地購入にあたり測量調査が必要になることから、委託料を追加するものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

中段の、7款商工費、1項6目横綱記念館管理運営費の、事務事業予算名が横綱記念館冷房設備設置事業費で250万円の追加は、この夏の猛暑の状況を受けて、館内への冷房設備設置に係る実施設計業務委託料の追加でございます。

続いて次の段をお願いいたします。

12款諸支出金、2項1目繰入金、事務事業予算名も同様に135万円の減額は、本年の人事院勧告に伴う介護保険特別会計繰入金として5千円の追加、町立診療所特別会計繰入金の135万5千円の減額は、人事院勧告及び職員の退職に伴う内容を整理したものととなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

上段の、13款職員給与費、1項1目職員給与費、事務事業予算名も同様に238万9千円の追加となっております。正職員と特別職に係る給与等について、給料で62万2千円の減額は、人勧分の増額と職員退職に伴う内容を整理した内容となっております。続いて、職員手当等で154万8千円、共済費で146万3千円となるものでございます。

続いて、次の段でございますけれども、2目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様に276万4千円の追加で、内容につきましては報酬で55万1千円、給料で137万4千円、職員手当等で57万1千円、共済費で26万8千円が、それぞれ追加となるものでございます。

なお、これら給与費補正の詳細につきましては、議案の35ページから36ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願いたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わります。

それでは次に、歳入をご説明いたしますので、11ページにお戻りください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節で20万7千円、3目衛生費国庫補助金1節で45万4千円の追加は、それぞれの科目に対応した会計年度任用職員の給料等に係る国庫補助金となっております。

次の段の、14款道支出金、2項道補助金、3目衛生費補助金の6節で3万4千円の追加は、会計年度任用職員の給料等に係る道補助金となっております。

最後に、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で1,033万6千円の追加は、今回の補正による財源調整による増額でございます。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は1億6,521万7千円となるものでございます。

以上で、議案第37号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第6号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

1 4 ページの横綱記念館のところで冷房ですね。全体的な部分で冷房の設置は分かるのですが、特に畳の部屋というか土俵周りの畳、その辺の設置はされるのか確認しておきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

このエアコン設置につきましては、議員おっしゃるとおり稽古土俵に2機、それと上がり座敷、畳のところに1機という計3機の設置を予定してございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

2 番杉村志朗議員。

○2 番（杉村志朗）

1 2 ページの車輛管理費、はじめてのケースだと思いますので、この防犯パトロール車の譲渡決定に係る費用12万9千円。この内容をもう少し詳しく教えてください。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

この度は防犯パトロール車の譲渡を今回受けたところでございますけども、そのうち納車費用等の追加ということで、自賠責等の手数料等で10万2千円、それと税金等で2万、重量税ですか、道で2万7千円というような内容になってございます。

○議長（溝部幸基）

2 番杉村志朗議員。

○2 番（杉村志朗）

いやいや今その説明よりも車輛の関係で、これは新規に入れる車輛ですか。したからそこら辺の今の費用の立て替えの分でなくて、この車が従来あったものか、それとも新しくこれを、そこを聞いたんです。

○議長（溝部幸基）

住吉英之総務課長。

○総務課長（住吉英之）

以前にですね、車輛の譲渡は受けてございましたけども、老朽化に伴いそちらを廃車にしたということで、今回、防犯協会連合会の方からそちらの譲渡を我々の方で希望していたところ、新しいものが今回配備になるということになってございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第37号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第37号は可決いたしました。

◎議案第38号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(溝部幸基)

日程第10 議案第38号 令和5年度介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長(小鹿浩二)

それでは、議案の37ページをお開き願います。

議案第38号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度福島町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,123万9千円とする。

令和5年11月27日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について歳出から説明いたしますので、53ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費21万円の追加は、会計年度任用職員の訪問介護員1名に係る人件費で、一般会計と同様に給与改定によるものでございます。主な内容は、2節給料が14万4千円、3節職員手当等が4万1千円で、共済費については2万5千円の追加となっております。

次の段の、2項1目一般介護予防事業費20万7千円の追加につきましても、同じく会計年度任用職員の介護支援専門員1名に係る給与改定によるものでございます。主な内容は、2節給料が14万4千円、3節職員手当等が4万円、4節共済費2万3千円の追加となっております。

54ページをお願いいたします。

2段目になります。3項1目包括的支援事業費14万3千円の追加は、職員2名分の給与改定によるものでございます。2節給料が2万4千円、3節職員手当等が9万6千円、4節共済費が2万3千円の追加でございます。

55ページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金53万円の減額は、補正額の財源として調整するため減額といたします。

なお、56ページから57ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご確認願います。

次に、歳入の主な増減を説明しますので、49ページにお戻りください。

歳入につきましては、歳出の人件費の補正に伴い財源割合によりそれぞれの科目を追加するものでございます。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金は9千円。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金1万1千円。

5款道支出金、2項1目地域支援事業交付金5千円。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金5千円を追加するものでございます。

以上で、議案第38号 令和5年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第38号は可決いたしました。

◎議案第39号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)

○議長(溝部幸基)

日程第11 議案第39号 令和5年度国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長(小鹿浩二)

それでは、議案の59ページをお開き願います。

議案第39号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,268万2千円とする。

令和5年11月27日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について歳出から説明いたしますので、73ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費135万5千円の減額は、一般会計と同じく給与会計によるものと職員の退職に伴うものでございます。主な増減は、2節給料141万8千円の減額は職員の退職による減と給与改定によるもので、一般職給が156万円の減、会計年度任用職員分の給与改定分が14万2千円の追加となっております。3節職員手当等12万9千円の追加及び共済費6万5千円の減も同様の理由でございます。

なお、74ページから75ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご確認願います。

続きまして、歳入を説明いたしますので、69ページにお戻りください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金135万5千円の減額は、人件費補正分について一般会計繰入金

で調整するものでございます。

以上で、議案第39号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第39号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第39号は可決いたしました。

◎議案第40号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第40号 令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の77ページをお開きください。

議案第40号 令和5年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額504万3千円、計1億1,500万3千円。第1項営業費用、補正予定額は先程と同様で、計1億1,270万2千円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額67万7千円、計1,586万円。

令和5年11月27日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、81ページをお開きください。

補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正内容につきましては、給与改定によるものと、日の出地区の漏水事故に伴う修繕等ござい

ます。

2目配水及び給水費の節について説明いたします。

給与9万2千円の増、一般職員の給与費でございます。手当等5万2千7千円の増、期末手当5万2千円、勤勉手当4万5千円、時間外勤務手当4万3千円の増でございます。

法定福利費4万4千円の増、共済組合負担金手当3万2千円、退職手当組合負担金7千円、退職手当組合事前納付金4千円、公務災害補償基金負担金1千円の増でございます。

賃借料11万6千6千円の増、仮設配水管借上料でございます。

修繕費300万円、給・配水管等修繕費でございます。

材料費20万円の増、補修資材購入費でございます。

賞与引当金繰入額が1万4千円の増でございます。

以上、議案第40号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第40号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第40号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

11月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和5年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和5年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。
どうもご苦勞様でした。

（休会 11時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 熊 野 茂 夫

署 名 議 員 平 野 隆 雄